

文部科学省設置法の一部を改正する法律（スポーツ庁の設置）

スポーツに関する施策を総合的に推進するため、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置する。

※ スポーツ基本法（平成23年法律第78号）附則第2条に規定された検討の結果に基づく措置

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

概 要

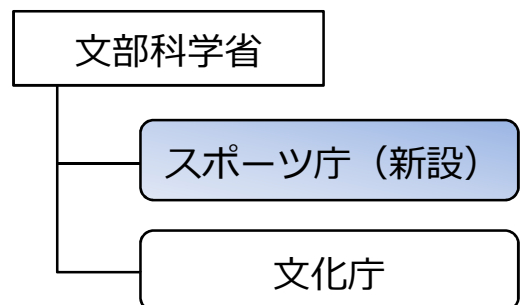
1. 文部科学省の任務及び所掌事務の改正

文部科学省の任務のうちスポーツに係る部分を「スポーツに関する施策の総合的な推進」に改めるとともに、所掌事務に次の事務を追加する。（第3条・第4条関係）

- ① スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- ② スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- ③ 心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関すること。

2. スポーツ庁の設置

- (1) 文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置し、同庁の長をスポーツ庁長官とする。（第13条・第14条関係）



- (2) スポーツ庁の任務を「スポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ること」とし、同庁の所掌事務を上記①～③等とする。（第15条・第16条関係）

施行期日 平成27年10月1日